吉野町まちづくり基本条例策定審議会 第7回会議 議事録

日時: 2014年(平成 26年) 4月 23日(水) 16時~18時 40分

場所:吉野町中央公民館 5階閲覧室

出席者:委員14名(欠席6名)

事務局:吉野町、NPO政策研究所

○配付資料:議事次第/配席表/配付資料一覧/資料1第6回議事録(案)/別紙1「参画と協働」、「生涯学習」の検討項目への意見整理/資料2-1本日の進め方について/資料2-2本日の検討項目(図)/資料2-3今後の条文検討スケジュール/資料3「情報公開(含会議の公開)」、「個人情報保護」、「町民・子ども・事業者の権利・役割・責務」条文素案修正版/資料4「参画と協働」、「生涯学習」条文素案/資料5住民(地域)自治の新しい仕組み~背景と方向、メリットなど/資料6本日の検討項目(「住民投票」、「住民自治」)の論点・事例/平成26年度吉野町区長連合会(各区の世帯数・人口・隣組数の一覧)

開会

(会長) 第7回吉野町まちづくり基本条例策定審議会を開会いたします。時間節約のため、早速審議に入ります。議事に入る前に、事務局より配布資料の確認と、本日の出席委員数の報告をお願いします。

(事務局) ~配布資料の確認~

続いて、本日の出席状況ですが、定数 20 名中 14 名です。梅本(佳)委員、亀田委員、竹内委員、辻本委員、森口委員、山口委員はご都合により欠席との連絡をいただいています。

(会長)事務局より報告がありました通り、審議会設置条例第8条第2項の規定に基づき、定足数に達していますので、会議は成立しています。

さて、本日は新年度最初の審議会で、条例審議の中盤に差し掛かっています。年度が替わり立場が変わった方もいらっしゃるかもしれませんので、皆さんに一言ずつ、まちづくり基本条例に期待することや抱負などをご発言いただきたいと思います。まことに申し訳ないのですが、後の審議に差し支えないように、お一人30秒程度でお願いします。

(委員) 皆さん、ご苦労様です。私は審議会に参加させていただき、勉強させてもらい、 ありがたく思っているところです。北岡町長が「笑顔あふれるまちづくり」をキャッ チフレーズに旗振りをしておられますが、住民もそれに呼応して動かなくてはなら ないとかねがね思っています。地元の吉野山でもそうですが、何もしないでいるとど うしようもありません。まさに頭が動かないと下は動かないので、そういう形で前に 進んでいきたいと思っています。

- (委員)審議会に参加させていただいて、いろいろ考えされられました。地区の区長を やっておりまして、住民の皆さんに条例策定の趣旨説明はするのですが、なかなかピ ンときてもらえません。私自身も、どんな姿を描けばいいのかまだ見えていません。 条例を使って具体的にまちづくりをどうするのか。条例だけで吉野町が生きていけ るかが気になっています。生きる策、つまり飯をくう策をどうしたらいいのか。従来 は吉野町の産業は観光と製材関係が中心でしたが、今は外材に押され国産材は厳し い状況です。条例に期待するところはありますが、どうしていけばいのか、これから まだまだ勉強しなければならないと思っています。
- (委員) 平成 25 年度で、地区の区長会長も地元自治会長も退任しました。引継ぎの際は、私がここに出ていることは申し伝え、「大変なことをやっている」とは理解してもらっています。条例をつくっても、どうやって実効性を持たせるのかが課題だろうと思っています。
- (委員) 4月から区長をすることになりましたが、すぐに葬式があって午前2時に和尚にきてもらう手配をするなど、区長の仕事の大変さを実感しています。区長職は一生懸命やらせてもらいますが、屋上屋を重ねても仕方ないので、私個人としてどういうかたちで「人づくり」ができるかを考えたいと思っています。小さなコミュニティでも着実につくっていけたら物事は前進すると考えています。
- (委員)条例制定にあたり、自治をいかに進めていくのか、どれだけの人が共鳴し参画 してくれるのかが、最大のポイントだと思います。皆さんの賛同が得られるように努 力を続けていきたいと思います。
- (委員) 2回連続で休んでいるので大きなことは言えませんが、審議会にストレスを感じています。委員の皆さんは、まちづくり基本条例が大事だと思い、責任を持って発言しようと集まっているのに、言葉を並べるだけで淡々と進み、秋には終わってしまいます。このような進め方でいいのか、という気がします。今日も予定では「住民投票」という大きなテーマがあがっていますが、数時間で審議できるものでしょうか。私は議会から来ているが、議会に対して条文検討が上手くいっているとは説明しにくいです。もっともっと学習・検証・議論をして、その上でワークショップをすればいいと思いますが、そういう作業が全く抜けているので、ただ紙だけの条例ができそうな気がしています。運営の仕方や会議の進め方について慎重にしてもらわないと、私はストレスがたまっています。
- (委員) まちづくりは誰がつくるものではなく、自分でやるものと思っており、その1 点を大事に参加させていただいています。難しいことは分かりませんが、今、何もな

いなら、とりあえずまちづくり基本条例をつくって、時とともに良いものにしていけばいいのではないかと思い、参加しています。

- (委員) 初めは最後までできるかなと不安でしたが、回を重ねるにつれて少しつずつわかってきました。今の自分に出来ることを積極的に担って、このメンバーで最後までやっていきたいと思っています。
- (委員)参加させていただいて、条例の文章などはこんなものができるというイメージ はありますが、現実とつなげるためにも個々の問題項目をイメージしておく必要が あると思います。そのためにも、審議会とは違った時間帯でも勉強会などができない だろうかと思っております。そういう道をつくっていただけたらと思います。
- (委員)条例審議会に参加し、自分自身もかなり勉強できました。また自治会にも携わっていますので空論ではなく現実として分かりやすいです。2月22日のまちづくりフォーラムでだいたい理解してもらえたのではないかと自負していますが、約3割はまだよくわからないということでしたので、もう少し突っ込んだ議論をしていかなければならないと思っています。それと、8月で条例審議が一段落しますと、パブリックコメントや地区別懇談会が始まるという計画のようですので、地区への働きかけなどの準備がそろそろ必要なのではないでしょうか。審議会と並行して進めていく必要があると思います。住民あってこそのまちづくり基本条例だと思っていますので。
- (委員) 来年度までつとめていた会の会長を継続することになりましたので、その立場を踏まえて参加していきたいと思います。協議会では三茶屋のエコえ〜ね館にスペースをもらってボランティアの情報発信を行うことができるようになりました。審議会に参加して何をしていけるか考えた時に、自分の立場からできることから少しずつ実行していこうと思いました。先に述べた会の代表でもあるのですが、今度の総会でその話題を入れようとしたが、難しくて人が集まらないのではないかということで却下されました。でも、何らかの形で、いろんな人の意見が吸い上げられるようなことをやっていきたいと考えています。
- (委員) まちづくりの基本はまちの元気、つまり安全で安心で豊かな経済が営まれるまちであってほしいと思います。奈良県の商工会で税務や経済、労働等に関わる機会が多いですが、まちづくり基本条例を通してそのような経済発展に努力したいと思っています。奈良の南部は元気がありませんが、水や森林という環境資源を活かしながら活性化を進めていかなければならないと考えております。都会から田舎へと人の動きをつくるためには、豊かな環境を備えたまちづくりが必要です。
- (会長) お二方の委員からご提起があった点はよくわかりますので、後程提案を含めて 議論させていただきます。

では、議事に入ります前に、本日の進め方について事務局から説明をお願いします。 (事務局) では、議事次第と<u>資料2-1</u>により説明します。本日の進行は、議事次第の通りです。前半の全体会で<u>議題1~4</u>を、後半で2つのグループに分かれて<u>議題5</u>を審議していただきます。全体会では、前回議事録案の確認をした後、前回までに審議した条文の検討、すなわち条文素案修正版の審議を<u>議題2</u>で、条文素案の審議を<u>議</u>題3で行います。

このあと、<u>資料 5</u>を用いて今回の項目検討のテーマであります「住民自治」を考える材料として、第 2 回目に行いました「まちづくり基本条例の構成」の中の住民自治に関する項のおさらいを行います。

後半は、いつものように 2 グループに分かれ、<u>議題 5</u> として、新たな項目について、前回同様に「目的」と「条文に盛り込むべきこと」のカード出しを行っていただきます。本日の検討項目は<u>資料 2-2</u> にありますように、前回積み残しの「住民投票」と、今回新たに審議していただきます「住民自治」です。

この条文審議の進め方を示したものが資料 2-1 です。流れはいつもと同じです。 今後の条文検討のスケジュールは、資料 2-3 の通りで、予定通り進んでおります。 6月以降、前文や全体調整を行います。このときに、条文全体を通してしっかり意見 をいただけるよう、考えたいと思います。8月頃にはパブリックコメントと、先ほど ご指摘のありました地区別説明会を行う予定です。

(会長) ありがとうございました。本日の議事は、前半の全体会で、前回の審議でまとまってきた「情報公開」、「個人情報保護」、「町民・子ども・事業者の権利・役割・責務」の条文素案の修正版を議題2として検討し、次に議題3で次回確定させる「参画と協働」、「生涯学習」の条文素案についての意見を交換します。

後半はグループに分かれて、新しい項目である「住民投票」、「住民自治」について、 ワークショップ形式で審議します。

条文審議は、資料 2-1 にありますように、議論を積み上げていくという形で進めます。

先ほど委員からご指摘のありましたように、条文はたくさんあり、議論に使える時間は限られておりますので、委員の皆さん同士でじっくり話し合うことがなかなかできていないのが現状です。これは物理的に難しいということです。皆さんも消化不良とお感じではないかと思われますので、時間をかけて意見交換する機会を設けるなど、何らかの対応が必要と思っています。さきほど事務局が触れられましたが、条文全体の形が見えてきた段階で、6~7月頃と思われますが、少し時間をかけて条文一つずつしっかり議論するということを考えてもよいのではないか。また、有志がお集まりいただき、自由な意見交換を行っていただいてもよいでしょう。その場合、役所は会場の手配はしていただけるのではないかと思います。公式の審議会ではなく、有志の意見交換の場という扱いにはなりますが、そのようなやり方も可能かと思います。審議会の回を重ねることで皆さんのご理解が深まっているという発言もありましたが、あるテーマを深めたいという意向もおありでしょう。残念ながら、それをこの場でやるには時間が足りません。そこで二つの提案をします。一つは有志の勉強

会を持ってはどうかということと、もう一つが審議会自体を 30 分ほど延長してはどうかということです。ただし私たちは 9 時半頃の電車に乗らないと帰れないので、場合によっては開始時間を繰り上げる必要があります。それでよろしければ、事務局に具体的な進め方を検討してもらいましょう。

(委員) それでは問題の解決にならないのではないでしょうか。委員はいかに条例が大事かという思いを持っておられると思いますので、半時間や1時間延長したところで、議論は尽くせないと思います。先生方の時間に合わせて進めて行くには限界があると思います。住民の気持ちとしては、そんな進め方でいいのかと思います。まちづくり基本条例は、最終的に議会で議決されますが、私は今のままではとても推薦できる状況ではないと考えます。

(会長)では、どうすれば良いという具体案はありますか。

(委員) 例えば住民投票であれば、まず基本的な学習をする必要があるのではないでしょうか。もちろん充分理解されておられる委員もいらっしゃるとは思いますが。それをやった上でワークショップをやらないと、思いつきで意見を出す事になってしまうでしょう。「限られた時間」で審議すること自体に無理があるのではないかと思います。

(事務局)審議会の時間だけでは短いでしょうから、委員の皆様には事前に資料を送付して読んでいただき、聞きたいことや分からないところがあれば事務局に質問してほしい、ということをお願いしてきました。また、中川会長から提案がありましたように、有志で話し合う時間を持っていただくことも可能です。例えば審議会が始まる前の時間、16 時開始の会議であれば 13 時から有志で集まってもらい、そこで話し合った意見を審議会に出していただく、ということも可能です。そのように、用語や専門的な事柄などは、問い合わせがあれば事前に説明するという体制で進めてきていますし、全体が見えてきた段階でじっくりと全体調整をする時間を持ちたいと思っております。

(委員) 我々はたまたま委員になってまちづくり基本条例案を策定しています。自治会ではそれぞれの代表の方がまとめておられます。要はいかにして吉野町がまちづくり基本条例に基づいて発展していくかが大事です。高齢化・少子化が進むなか、病院再編問題にしても、関係方面に意見を申し上げていますが、住民の個々の考えはさまざまで、思い通りにはいかないところがあります。まちづくり基本条例は難しく、個々の考えはいろいろありますので、経験豊かな先生に他の事例も踏まえて的確にアドバイスいただけたらいいのではと思います。

(会長)ご指摘くださった委員への回答ですが、例えば住民投票については、半年や1年くらい議論してもまとまらないだろうと思います。現に、生駒市で住民投票条例を

1年半かけて審議してきましたが、賛否両論相半ばで、結果として上程にいたりませんでした。住民投票を実施するのはそれほど難しいことではなくて、いまの地方自治法で規定されている住民による条例改廃請求権を使えば充分可能なのです。そういうことをまちづくり基本条例に書き込んで、住民にお知らせするだけでも、住民投票の条項は成り立つと思います。生駒市では、自治立法で住民の何分の一以上の署名で「やらねばならない」まで踏み込もうとしたので時間がかかりました。そういう条例を策定するという議論なら、毎日でも議論を重ねる必要があるかもしれません。

このまちづくり基本条例は、そのような個別の議論を深めるのではなく、まずは大枠をつくり、個々の規程については後で気運が高まれば具体的な仕組みの議論をする、ということで進めています。いわば中学生でも分かるような自治の仕組みのフレームをつくる、ということで委員各位にご理解をいただいていると思っています。委員同士で話し合い、意見を出し合う時間は可能な限り作っていきたいというのが先ほどの提案です。今の審議会の進め方は、ベストではないにせよ非常に丁寧に進めている、ということはご理解いただきたいと思います。

それでは、議事に入ります。 $_{\stackrel{.}{i}$ 護題 $_{1}$ の「前回議事録の確認」を議題とします。事務局より資料の説明をお願いします。

(事務局)本審議会の前に各委員に第6回審議会の会議録案を送付し、内容をご確認いただきましたところ、数字の訂正が1件ありました。本日お手元にお配りしております会議録案資料1は、委員の皆さまからの修正意見を反映し、委員の個別名を伏せたものです。なお、付箋に書き出されたものは別紙1としております。

(会長) 問題がないようですので、これをもちまして議事録を確定し、公開対象とします。それでは、今回の議事録署名人は森川委員、梅本(嘉)委員にお願いします。 それでは、<u>議題2</u>の「第6回審議会の振り返り」に入ります。事務局から説明をお願いします。

(事務局) 前回は全体会で、「情報公開」、「個人情報保護」、「町民・子ども・事業者の権利・役割・責務」の条文素案について意見お出しいただきました。それを受けて、本日は条文素案修正版を資料3として配布しています。修正箇所は、「子ども・事業者の権利」の条文に『子どもが郷土を知り郷土愛を育む機会を得られる、という主旨のことが入らないか。』というご意見を受けて、第3項を「町民及び町は、将来の担い手である青少年及び子どもがふるさとを大切に思い、健やかに育ち、かつ心豊かに学び、成長できる環境づくりに努めなければなりません。」としたところです。

またグループ会議で出された「参画と協働」、「生涯学習」へのご意見は、議事録の別紙 1 にまとめております。この検討を基に条文素案にしたものが資料 4 です。資料 3 については<u>議題 2 で、資料 4 については<u>議題 3 で意見交換をお願いします</u></u>

(会長) 前回の審議結果を踏まえた本日の資料3の「情報公開」、「個人情報保護」、 「町民・子ども・事業者の権利・役割・責務」の条文素案修正版と、資料4の「参画 と協働」、「生涯学習」の条文素案が出てきております。この関係は資料 2-1 に整理してありますのでご覧ください。

まず、<u>議題2</u>ですが<u>資料3</u>について諮ります。これは前回、委員各位に見ていただき、意見をいただいたものを反映して修正していただきました。意見を出された委員の方をはじめ、これでよろしいでしょうか。

- (委員)個人情報保護の所の「逐条解説に盛り込むべきこと」には「運用や検討、見直 しのプロセスにおける町民参加の保障。」と書かれていますが、情報公開の所にも書 き込まないでいいのですか。
- (事務局) 資料3 では、前回のグループ会議で出た意見を反映しており、それ以外は書き込んでいないので、個人情報保護の所だけ市民参画の意見が出た、としています。 必要であれば新たな意見としてください。
- (会長) それでは、新たな指摘として追加します。情報公開の部分でも市民参画された 方がいいと思われますので。再度申し上げますが、ここで固まったということではな く、前後関係や議論の深まりで変えていくことがあります。ここでは、第一原案を確 定する、という意味です。

それでは、<u>資料3</u>の内容を、とりあえず<u>条文案</u>として確定したいと思います。なお、 終盤の全体調整の段階で、再度調整をすることになります。

では、次に<u>議題3</u>に入ります。前回グループ会議で検討した「参加、参画と協働のまちづくり」、「生涯学習」への意見をもとに<u>資料4</u>の条文素案としております。説明は先ほどいただいておりますので、審議に入ります。

まず、参画と協働の基本的考え方と言うことで「参加、参画と協働のまちづくり」を審議します。この項は、既に検討した「町民の権利・役割・責務」と深く関わっております。重複もあり、整理すべき所もあるかもしれません。ただ、ここでは「参加、参画と協働」に絞り込んだ権利が書かれております。

- (委員) <u>資料4</u>の3頁の審議会意見の欄の上から7つ目の〇印の記述「目別」は「目的 別」の誤字ですね。
- (会長)「目的別」の誤字です。目的別の条例とは個別条例のことです。
- (委員)同じ3頁の審議会意見の欄の上から2つ目の○印の所の「公募枠はできるだけ 大きく取るべきである。」とありますが、公募枠のところで、女性その他の枠を設け ることをしっかり謳う必要があるのではないでしょうか。
- (会長) 男女共同参画がどこかに盛り込まれていれば、それで対応できますが。
- (事務局) 資料4 の1頁目の審議会意見の上から7つ目に記録していますが、前回「多

様な町民(若者、女性、子育で中の親、高齢者、障がい者ら)の参加が大切」という意見をいただきました。それを受けて、同じ1頁の<u>条文素案</u>の第2項には「多様な人たちがかかわることができる機会」を明記しています。また、3頁目の仕組みに関する<u>条文素案</u>の第2項には、より具体的に町の責務として入れ込んでいます。ただ、審議会等の公募枠については、アファーマティブアクションの考え方を盛り込むことは考えられます。

注)アファーマティブアクションとは、これまで不利な扱いを受けてきた人たちの 受け入れ枠や目標値を定めて、積極的に格差是正に取り組むこと

(会長) 意義としては含まれると思います。

(委員) 資料4 の3頁の「今後の検討課題」であげている「町民の権利の条文との整合」 とはどのような意味ですか。

(会長)町民の権利の条文にも、このような参加、参画の権利が書かれていますので、 それとの整合をどう図るか、ということです。重複しているものもありますので、全 体調整の中で整理していく必要があるということを注意書きしています。

(事務局) 資料4の2頁に、既に検討・確定した「町民の権利」の条文が掲載されていますが、ここにもまちづくりに参加する権利が書かれていますので、将来的にどちらかに整理していく、という意味です。

(委員) 逐条解説書に盛り込むべきこと (Bの項目) をすべて書き込んだら、逐条解説 は辞典のように膨大なものになりませんか。

(会長) これまでの事例では、一番ボリュームのあるもので 80 頁程度で、多くは 20~30 頁で収まっています。あまり膨大では、町民の方に読んでいただけません。

では次に、「参加、参画と協働の仕組み」です。ここでは、行政がどのような仕組みを用意するか、に重点が置かれています。青少年と子どもに関する記述もあります。

~とくに意見なし~

では次に、「計画策定等への参画、審議機関への参加」です。こちらも「情報公開」、特に「会議の公開」と関連があります。こちらは会議の公開を明確にしており、公募を含めた会議への参加・参画に力点があります。

~とくに意見なし~

では次に、「町民公益活動」です。「町民公益活動」は聞きなれない言葉ですが、NPOなどテーマ型の活動とお考え下さい。特定の地域に必ずしもこだわらないでテーマ

とする課題に取り組む、いわゆるアソシエーション型の活動です。前回報告いただいた国栖地区の「ほりおこし会」のような活動も含まれます。これ以外には、あとで議論します、住民自治活動のような地域密着のコミュニティ型の活動と区別されます。

(委員) 吉野町に NPO はどれくらいあるのですか。

(事務局) NPO 法人は3団体と思いますが、確認しておきます。

(会長) NPO の中には法人格を持っている団体と任意団体とがありますが、任意団体は行政ではあまり把握できていません。この条例では、法人格の有無にかかわらず、まちづくりのパートナーとして連携していこうという主旨です。町民公益活動を振興・支援・協働する制度化していくためには、それを目的とする別の条例が必要です。その骨格をこの条例で定めているわけです。

(委員) 非営利、非政治ということについては、どういう理解をすればいいのですか。

(会長) 非営利とは、非・配分原則で、収益をあげてもいいけれどもそれを関係者(注:被雇用者は除く)で配分しないということです。非政治とは、特定の政党や政治家を支援したりしないということです。非宗教は、祭儀をしたり勧誘したりはしていけないということです。政治や宗教についても学習だけなら排除する必要はありませんが、そこで「だから○○党を支持しましょう」とやるとだめです。政治について学ぶときも、いろいろな考えを平等に紹介するならば学習と言う事になります。非営利・非政治・非宗教活動を、宗教団体がやる場合もありますし、企業が非営利活動をやる場合もありますので、それらは排除する必要はありません。

~とくに意見なし~

では次に、「生涯学習」です。これは委員の指摘で入った項目だと思いますが、まちづくりの基盤として生涯学習を規定します。新しいタイプの条例では入っていることが多いです。

- (委員) 7 頁の審議会意見に「図書館」について書かれていますが、吉野町では図書館 は休日しか開いていません。図書館があってもあまり利用できません。
- (委員) たぶん図書館や公民館は利用規則を定めているのではないですか。役場も利用 の仕方を考えようとしているようです。
- (会長) 今のご意見は条例に精神は盛り込まれています。<u>条文素案</u>には、生涯学習を町 民の権利として謳っており、町は学習の機会を提供すべきとしています。委員が言わ れたように、まちづくり基本条例の主旨に則って図書館規則の点検をする必要があ

ります。

- (委員) 生涯学習の中身についてですが、吉野町は歴史があるので、それを盛り込めたらいいのではないかと思います。
- (会長)「郷土学習」については、関わる条文もあると思います。世界遺産の条文にも 関わっていたと思います。

まちづくり基本条例に生涯学習が入っているのは素晴らしいことと思います。郷土 史のみならず、地域の自治活動や NPO 活動なども知らないと「風景」として眺めて いる人が多いのですが、それらを理解するのは能動的に学習しないと身に付きません。 「学習無くして参加なし」という言葉があるぐらいで、学習しないで参加だけさせろ というのはおかしい話です。

- (委員) 生涯学習の項の今後の検討課題の所で、「施設整備を盛り込むかどうか」とい うのはどう考えればいいのでしょう。
- (会長) 書き込まなくてもよかったかもしれませんね。生涯学習施設を整備すべきという意見が審議会で出たということですね。
- (委員) 生涯学習で学んだことをどう発信するのか、というのも課題だと思います。最 近はインターネット上でいろいろ情報発信されていますが。
- (会長) そうですね。生涯学習を学校教育以外の教育と理解するのは日本での誤解でして、学校教育も含めた人間の生涯にわたる学習過程が生涯学習なのです。私なども、コンピューター教育や簿記などのリカレント教育が必要だなと思っています。人は、生まれてから死ぬまで教育を受ける権利を持っています。文化活動も生涯学習ですが、学んだことを発表する場として、ホールや美術館などが必要になることもあります。発表・発信する権利はあるということです。
- (委員) 学ぶテーマとしては、公民館を含めて町から出される場合がほとんどですが、 その中に住民の視点がどれだけ盛り込まれているのか疑問です。生涯学習がまちづ くりの基本であるならば、すべての役場の課は生涯学習の視点を持つべきではない でしょうか。
- (会長) 町には生涯学習基本計画があると思いますが、その策定にどれだけ町民参画が図られてきたかです。今後、この基本条例が施行されれば、それ以降は町民参加の姿勢が厳しく問われることになると思われます。ユネスコの定義でも、生涯学習の範囲は広く、良い経済人となるための教育もあれば、社会参加するためのコミュニケーション学習も含まれます。

本日審議した結果に基づいて、次回条文の修正版が出てきますので、また審議をお

願いします。

では、議題4の住民(地域)自治の新しい仕組みに関する学習を行います。後のグループ会議で「住民自治」を検討しますが、その前に新しい住民自治の仕組みについてある程度イメージを共有しておきたいと思います。

事務局から簡単に説明してもらった後、私から補足をさせていただきます。

(事務局) 資料5により説明。

(会長) <u>資料 6</u> では「住民自治」となっていますが、「地域自治」とご理解下さい。NPO 的な町民公益活動と違い、地域の住民による自治をどうつくるかがテーマです。前回報告があった『国栖の里ほりおこし会』の活動している地域は、そのまま地域自治協議会になるのではないかと思いました。それを行政がバックアップしていく仕組みを条文にどう落とし込んでいくかということです。

資料 6 の 3 頁を見て下さい。近隣の自治は自治会長さんらがやっていただいていますが、将来的にはしんどくなるので、大同団結して、校区(大字)単位で連合体をつくるという考え方です。地域自治には、同じように「地域」という言葉を使いますが、近隣一小学校区程度一町全体という階層構造を持っています。地域自治という言葉は、吉野町では旧小学校区を単位とした、総合的・包括的な住民自治として使っていきたいと思います。

組織の範囲は、大体小学校区程度とするのが一般的ですが、校区と地域の実態が一致しない場合もあり、他の自治体では「共同体意識の形成が可能な一定の地域」という言い方をしている所もあります。要するに、顔と名前が分かりあえる範囲ということです。そこでできあがる組織を、生駒市では「市民自治協議会」、高松市では「地域コミュニティ協議会」、丹波市では「地域自治協議会」、佐用町では「地域づくり協議会」とするなど、言い方はさまざまです。基本条例でその名称も含めて頭出ししておくのがいいのではないかと思いますが、細かいことは別途、条例等で定めていくことができます。

近隣についても、多くの自治体では「基礎的コミュニティ」という言い方をしており、名張市では「基礎コミュニティ」、丹波市では「基礎的自治組織」、糸島市では「小学校通学区域内の自治組織」と呼んでいます。集落単位の近隣的コミュニティの上に小学校区単位の自治協議会をつくるという考えです。それをどのように支援していくのか、予算面や制度面のバックアップしていくのかを議論して下さい。

もう1つの議論が「住民投票」です。これは資料6の1頁目をご覧下さい。生駒市では自治基本条例に規程はありますが、市民投票の制度はまだできていません。常設型の条例はなくても、地方自治法上の条例改廃請求権の制度を使えば、どの自治体でも住民投票はできます。それを宣言する、というのが一つのパターンです。今一つ、常設型・拘束型(住民の何分の一かの連署があれば、議会の議決を経ず住民投票をやらねばならない、と規定するもの)にしようと思うと、大変な議論になります。吉野町では、地方自治法の条例改廃請求権を使えば住民投票ができる、ということを明示していけばいいのではないかと私は思っています。それ以上のことは、慎重に議論し

ていけばいいのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

丹波市では細かく規定していますが、地方自治法を準用している部分が多いのですが、投票権者の条件や対象案件などについては、それぞれの事案ごとに別に条例で定めると、二段構えの規程を設けています。栗山町は地方自治法上の規程どおりです。「できる」という事実はありますので、後はどう書くかについて意見をください。

では第二部のグループ会議に入ります。今の事例を頭に入れて、意見を出し合いま しょう。

【グループ会議】

全体会は以上の通り。ここで、会場を移動しグループ会議に入った。

各グループでは、最初にグループリーダーが進行役とアドバイザーを再度確認した。

第1グループ: 進行役 紙森智章(事務局)

アドバイザー 直田春夫 (NPO政策研究所)

第2グループ: 進行役 相川康子(NPO政策研究所)

アドバイザー 中川委員長

以降は、上記両名の進行と庁内ワーキンググループ職員らのサポートのもと、<u>議題 5</u>の検討を行った。条文の検討項目は両グループとも同じであったが、第 2 グループでは住民自治に関して総括的な意見交換を行った。

(条文検討の手順説明)

進行役が、今後の条文検討の手順の要旨を確認した

(個別条項の検討)

本日の検討項目は、「住民投票」と「住民自治」であった。本日の検討項目について、項目毎の論点や参考事例を説明した後、付箋を用い目的・考え方・方向/条文に盛り込みたいことを洗い出していく作業を行い、意見交換とアドバイザーのまとめが行われた。出された意見は別紙1に項目に整理した。

これら両グループの意見を基に、事務局で条文素案を作成し、次回以降の審議会に提出することを確認した。

(閉会)

以上で本日の検討を終了し、グループリーダーの閉会の挨拶を経て散会した。

以上